

旭川市住宅改修補助金交付要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が安心して住み続けられる住まいづくりと良質な住宅ストックの形成を促進するため、既存住宅の省エネルギー化又は適切に維持するための改修を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要綱において用いる用語の意義は、次の各号による。

- (1) 申請者 補助金を申請した個人をいう。
- (2) 交付予定者 申請者のうち、補助金の交付の決定に係る審査を待つ者又は審査中である者をいう。
- (3) 交付決定者 申請者のうち、補助金の交付の決定を受けた者をいう。
- (4) 承継人 次のいずれかに該当する者であって、申請者が死亡等のやむを得ない事情により補助金に係る手続を続行できなくなった場合に、その手続を承継する者をいう。ただし、第4条各号に該当する者を除く。
 - ア 工事を行う住宅の居住者
 - イ 工事を行う住宅の所有者
 - ウ ア又はイに該当しない者で、申請者の3親等以内の親族
- (5) 住宅 申請日時点で1以上の世帯の住民登録がある家屋をいう。ただし、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、公営住宅その他これらに類するものを除く。
- (6) 一戸建形式 住戸の別がない又は住戸の別があるが全ての住戸に内部で往来可能な形式をいう。
- (7) 共同建形式 一戸建形式以外の形式をいう。
- (8) 併設店舗等 居住以外の用途に供する部分がある住宅の、居住以外の用途に供する部分をいう。
- (9) 対象工事費 補助金を申請する工事に係る費用のうち、補助金の対象となる部分をいう。
- (10) 附帯工事 補助金の対象となる工事と同時に行う工事であって、施工又は品質確保のために必要不可欠である工事をいう。
- (11) 建築確認 建築基準法（昭和25年法律第201号。）第6条の確認をいう。
- (12) 契約書等 工事請負契約書、発注書、請書その他これらに類するものをいう。

第2章 補助対象

(対象者)

第3条 補助金の交付対象とする者は、次の各号の条件を全て満たす個人とする。

- (1) 補助金の対象とする住宅（第6条各号により定める。以下同じ。）に居住していること。
- (2) 補助金の対象とする住宅及び土地を全て所有していない場合にあつては、補助金の申請及び工事の実施について所有者の承諾を得ていること。
- (3) 補助金の対象とする工事（第5条各項により定める。以下同じ。）の工事請負契約を締結する者であること。ただし、当該工事請負契約を締結する者が、補助金の対象とする住宅に居住している者の3親等以内の親族である場合は、この限りではない。

(除外要件)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、補助金の交付対象とする者から除外する。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号）第2条第2号の暴力団員又は同条例第7条の暴力団関係事業者である者
- (3) 虚偽の申請その他補助金の手続において不正を行った者
- (4) その他法令又は公序良俗に反する行為に利用するおそれがあるなど、補助金を交付することが適当でないと判断された者

(対象工事)

第5条 補助金の対象とする工事は、別表1の対象工事及びその附帯工事とする。

- 2 補助金の対象とする工事は、当該年度の4月1日以降に、市内に本店、支店、事務所、営業所等を置く事業者と工事請負契約を締結し、その後を開始する工事に限る。ただし、その事業者が補助金の対象とする住宅の新築工事を行った者である場合は、この限りでない。
- 3 補助金の対象とする工事は、別表1の工事種別1から7までの工事にあつては対象工事費が30万円以上の工事、別表1の工事種別8又は9の工事にあつては対象工事費が100万円以上の工事とする。
- 4 工事を行う住宅に併設店舗等がある場合は、専ら併設店舗等のための工事については対象としない。

(対象住宅)

第6条 補助金の対象とする住宅又は住宅の部分は、次の各号に適合するものとする。

- (1) 別表1の工事種別1から6までの工事を行う場合にあつては、次のいずれかに該当する住宅又は住宅の部分であつて、申請日時点で新築後15年を経過しているもの
 - ア 併設店舗等がない一戸建形式の住宅
 - イ 併設店舗等がある一戸建形式の住宅の居住の用に供する部分
 - ウ 共同建形式の住宅の各住戸
- (2) 別表1の工事種別7の工事を行う場合にあつては、次のいずれかに該当する住宅又は住宅の部分であつて、申請日時点で新築後15年を経過しているもの
 - ア 併設店舗等がない一戸建形式の住宅
 - イ 併設店舗等がある一戸建形式の住宅の居住の用に供する部分
- (3) 別表1の工事種別8又は9の工事を行う場合にあつては、申請日時点で新築後15年を経過している併設店舗等がない一戸建形式の住宅。ただし、併設店舗等があるときは、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供する住宅。

(対象工事費)

第7条 対象工事費は、次の各号によるものの合計額とする。

- (1) 製品、材料費その他これらに類するもの
 - (2) 製品等の設置費、施工費その他これらに類するもの
 - (3) 仮設費、養生費、運搬費その他これらに類するもの
 - (4) 廃棄物処分費、清掃費その他諸経費等
- 2 次の各号に該当するものは、対象工事費に算入しない。
- (1) 製品保証料、保証期間延長料その他これらに類するもの
 - (2) 工事を行うための引越費、工事期間の宿泊費その他これらに類するもの
 - (3) その他対象工事を行うに当たり明らかに不要又は著しく過剰であると判断されるもの
- 3 対象工事費は、消費税及び地方消費税相当額を含めた額とする。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、別表1の工事種別1から7までの工事にあつては対象工事費の合計の10分の1以内かつ10万円を超えない額とし、別表1の工事種別8又は9の工事にあつては5万円とする。なお、千円未満の端数については、これを切り捨てる。

(重複補助の制限)

第9条 同一の者が同一年度に次の各号の補助金を複数回利用しようとする申請は無効とする。

- (1) 旭川市住宅改修補助金
- (2) 旭川市住宅雪対策補助金

(3) 旭川市地域材活用住宅建設補助金

- 2 同一の住宅を同一年度に前項各号の補助金を複数回対象としようとする申請は無効とする。この場合において、共同建形式の住宅の各住戸及び共用部分については、それぞれ別の住宅とみなす。
- 3 国、北海道又は本市の同種の補助制度を利用する工事の申請は無効とする。
- 4 過去に旭川市住宅改修補助金を利用した者の申請は無効とする。
- 5 過去に旭川市住宅改修補助金の対象とした住宅の申請は無効とする。
- 6 過去に第1項各号又は次の各号のいずれかの補助金を利用して工事を行った部分を再度工事しようとする内容の申請は無効とする。

(1) 旭川市やさしさ住宅補助金

(2) 旭川市やさしさ住宅補助金（マンション共用部分）

(重複補助の特例)

- 第10条 前条第1項及び第4項は、承継人に対しては無効とする。
- 2 前条第4項から第6項までは、該当の補助金の交付を受けた日が属する年度の末日から10年以上経過している場合にあつては無効とする。
 - 3 前条第5項は、補助金の交付を受けたときの居住者及び所有者が全員変わった場合にあつては無効とする。

第3章 事務手続

(交付申請)

第11条 補助金の申請は、別に定める申請書に次の各号の書類を添えて提出することにより行う。

- (1) 申請工事に係る見積書
- (2) 第5条第2項ただし書を適用する場合は、当該住宅の新築時の事業者であることが分かる資料
- (3) 補助対象工事の部分を撮影した工事前の写真
- (4) 補助対象工事の内容が確認できる図面（軽易な工事である場合を除く。）
- (5) 申請者名義の納税証明書
- (6) 補助の対象とする住宅に併設店舗等がある場合は、当該住宅の平面図
- (7) 別表1の工事種別1から7までの工事を行う場合にあつては、使用する製品、材料等の仕様又は性能が確認できる資料
- (8) その他審査に当たり必要と認めた書類

2 申請を受け付ける期間は、別に定める。

(追加募集)

第12条 前条第2項の期間（以下「受付期間」という。）内の申請によって補助金の額の合計が募集予算額に満たなかったときは、期間を延長して申請を受け付ける。ただし、同一年度内に受付期間を再度設けている場合にあつてはこの限りでない。

- 2 延長する期間は、別に定める。ただし、追加の受付により募集予算額に達したときはその延長する期間内であっても、受付を締め切る。
- 3 前項により受付を締め切った場合であつて、締め切り後に募集予算額に余裕が生じたときは、第2項の延長する期間内に限り受付を再開する。

(交付予定者の選定)

第13条 受付期間内の申請によって補助金の額の合計が募集予算額を超えなかったときは、補助金の不交付の決定を受けた者を除き、補助金の申請者全員を交付予定者とする。

- 2 受付期間内の申請によって補助金の額の合計が募集予算額を超えたときは、抽選により交付予定者を決定する。
- 3 交付予定者を決定したときは、交付予定者である旨を当該者に通知する。

(補欠候補者)

第14条 前条第2項により交付予定者を決定したときは、交付予定者とならなかった者の中から、次条に定める補欠登録をすることができる者（以下「補欠候補者」という。）

を抽選により選定し、上位の者から順番に順位を付ける。

- 2 前項により補欠候補者を選定したときは、補欠候補者となった旨を、当該者の補助金の不交付の決定の通知に併せて通知する。
- 3 第12条第1項による延長の期間に申請書を提出した者は、延長する期間内に限り補欠候補者として、受付順により順位を付ける。

(補欠登録)

第15条 前条により選定した補欠候補者のうち、補助金の予算額に余裕が生じた場合のみ繰り上がりとなることを承諾し、補欠登録を希望した者について補欠登録を行う。

(補欠繰上)

第16条 補助金の募集予算額に余裕が生じたときは、予算の範囲内で、前条により補欠登録を受けた者のうち、順位が上の者から交付予定者を選定する。

- 2 前項により交付予定者を選定したときは、交付予定者となった旨を当該者に通知する。

(交付決定)

第17条 交付予定者の申請が第2章に定める補助対象と認められるときは、補助金の交付を決定する。

- 2 前項により交付を決定したときは、その内容及び交付に際し次の各号に定める条件を附す旨を当該交付決定者に通知する。
 - (1) 工事が完了したときは、速やかに第21条に定める工事完了報告及び第23条に定める請求の手続を行うこと。
 - (2) 申請内容に変更が生じたときは、第19条に定める変更手続を行うこと。
 - (3) 補助金を辞退するときは、速やかに第20条に定める補助金の辞退の手続を行うこと。
 - (4) 第21条第3項による報告を求められたとき又は同条同項の是正の指示を受けたときは、その内容に従うこと。
 - (5) 補助金の交付を受けた日が属する年度の末日から起算して10年の間、本補助金により取得又は効用の増加した財産を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、承認を得ること。

(不交付決定)

第18条 申請者が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該申請者に対し補助金の不交付を決定し、その旨通知する。ただし、第7号に該当するときは、通知を行わない。

- (1) 交付予定者の決定を抽選により行った場合であって、交付予定者とならなかった者
- (2) 第14条第3項により補欠候補者を選定した場合であって、補欠登録を受けた者の

うち、補欠繰上とならなかった者

- (3) 第20条の辞退の手続を行った者
- (4) 第21条第2項の期限までに完了報告を行わなかった者
- (5) 第21条第3項による是正指示を受け、期限内に適切な是正措置を講じなかった者
- (6) 第21条第3項による報告を求められた場合において、期限内に報告をしなかった者
- (7) 死亡等のやむを得ない事情により補助金に係る手続を継続できなくなった者で、承継人がいない者又は承継人が第21条第2項の期限までに承継の手続を行わなかった者
- (8) 第2章に定める補助対象と認められない者
- (9) 手続において不正を行った者

2 前項の場合において、既に当該申請者に対する交付決定があるときは当該交付決定を取り消す。

(変更手続)

第19条 補助金の申請内容の変更の手続は、その変更の内容が次の各号のいずれかに該当するものであるとき又は第5項により指示を受けたときは、別に定める申請書に変更内容が確認できる資料を添付して提出することにより行う。

- (1) 工事費用の減額
- (2) 対象工事の一部中止
- (3) 工事の種別の変更
- (4) 工事請負契約を締結する事業者の変更
- (5) 使用する材料、製品等の、省エネルギー性能の低い物への変更

2 前項各号に該当しない内容の変更に係る補助金の申請内容の変更の手続は、第21条の工事完了報告時に変更内容が確認できる資料を提出することにより行う。

3 第1項による申請があったときは、第2章に定める補助対象と認められるかを確認し、交付又は不交付を決定し、当該申請者に通知する。この場合において、当該申請が交付決定者によるものであるときは、従前の交付の決定を取り消す。

4 前項の交付の決定の金額は、第11条第1項の申請書に記載した申請額を上限とする。ただし、当該申請が交付決定者によるものであるときは、従前の交付の決定の金額を上限とする。

5 第2項による資料の提出又は第21条の工事完了報告を受け、その内容に補助の要件又は交付決定の内容に抵触するおそれのある変更事項があると認めるときは、当該申請者に対し第1項の手続を行うことを指示する。

(補助金の辞退)

第20条 補助金の辞退の手続は、別に定める届出書を提出することにより行う。

(工事完了報告)

第21条 工事完了報告は、次の各号の書類を添付した報告書を提出することにより行うものとする。

- (1) 補助対象工事の部分を撮影した工事後の写真
- (2) 工事に係る契約書等の写し
- (3) 工事費用の支払いを証明する書類の写し
- (4) 施工後の写真のみで確認が困難な工事の場合は、施工中の写真
- (5) 建築確認が必要な工事の場合は、当該建築確認に対応する検査済証の写し
- (6) その他提出を求めた書類

2 工事完了報告の提出期限は、別に定める。

3 第1項の報告を受け、その内容の審査において疑義があり、又は工事内容に不適切な部分があると認めたときは、期限を定めた上で報告の徴収又は是正の指示を行う。

(補助金額の確定)

第22条 前条の工事完了報告を受け、工事が適切に行われたことを認めたときは、補助金額を確定し、当該交付決定者に通知する。

(補助金の請求)

第23条 補助金の請求の手続は、前条による補助金額の確定後に次の各号の書類を提出することにより行う。

- (1) 請求書
- (2) 補助金の振込先の口座名義が申請者の名義でないときは、旭川市会計管理者宛の補助金の受領の権限に関する委任状

(補助金の交付)

第24条 前条の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付する。

第4章 雑則

(補助金の返還)

第25条 補助金の交付後に補助金に係る不正を認知したときは、当該者に対する補助金の交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めることがある。

(承継)

第26条 交付予定者の承継人が補助金に係る手続の承継を希望する旨を届け出たときは、当該承継人を当該申請における交付予定者とする。

2 前項により交付予定者としたときは、当該承継人に交付予定者とした旨を通知する。

3 交付決定者の承継人が補助金に係る手続の承継を希望する旨を届け出たときは、当該交付決定者に対する交付決定を取り消し、当該承継人に対し、新たに補助金の交付の決定を行う。

4 前項により交付の決定を行ったときは、当該承継人に交付の決定を行った旨及び第17条第2項の条件を附す旨を通知する。

5 承継人が第2条第4号ウに該当する者である場合は、当該承継人に対し当該申請者との関係性を示す書類の提出を求めることができる。

(調査)

第27条 補助事業の適正な執行のために必要と認めるときは、申請者本人及び申請者の属する世帯の世帯員の個人情報並びに現地の調査を行うことがある。この場合において、特段の事情がない限り事前に関係者に同意を得るものとする。

(その他)

第28条 この要綱のほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 対象工事（第5条関連）

工事種別	諸条件
1 内窓の新設又は交換	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー性能が改修前より向上するものに限る。 ・外気に接する部分の改修に限る。 ・改修後に開口部の熱貫流率が $2.33\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下となるもの又は別に定める仕様のものに限る。
2 外窓の交換	
3 ガラスの交換	
4 玄関ドアの交換	
5 高断熱浴槽を備えた浴室への改修	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー性能が改修前より向上するものに限る。 ・JIS A5532において保温性能が「高断熱」に区分されるもの及びこれと同等以上の性能を有するものに限る。
6 節水型トイレへの改修	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー性能が改修前より向上するものに限る。 ・JIS A5207において大便器洗浄水量が「Ⅱ型」に区分されるもの及びこれと同等以上の性能を有するものに限る。
7 外皮の断熱改修	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー性能が改修前より向上するものに限る。 ・外気に直接接する部分又は換気口等を通して間接的に外気に接する部分の改修に限る。 ・改修後に別表2の断熱性能に適合するもの又は別に定める仕様のものに限る。
8 屋根の改修, 塗装	<ul style="list-style-type: none"> ・装飾, 照明機器, 設備機器その他これらに類する改修は除く。
9 外壁の改修, 塗装	

別表2 外皮の改修における断熱性能の基準

工法	住宅の構造	部位	断熱材の熱抵抗値の合計[m ² ・K/W]
充填断熱工法	木造	屋根	6.6以上
		天井	5.7以上
		外壁	3.3以上
		外気に直接接する床	5.2以上
		外気に間接的に接する床	3.3以上
		基礎	3.5以上
	枠組壁工法	屋根	6.6以上
		天井	5.7以上
		外壁	3.6以上
		外気に直接接する床	4.2以上
		外気に間接的に接する床	3.1以上
		基礎	3.5以上
外張断熱工法 外断熱工法	鉄筋コンクリート造	屋根・天井	3.0以上
		外壁	1.8以上
		外気に直接接する床	2.2以上
		基礎	1.7以上
	枠組壁工法 木造 鉄骨造	屋根・天井	5.7以上
		外壁	2.9以上
		外気に直接接する床	3.8以上
		基礎	3.5以上
内張断熱工法 内断熱工法	鉄筋コンクリート造	屋根・天井	3.6以上
		外壁	2.3以上
		外気に直接接する床	3.2以上
		外気に間接的に接する床	2.2以上
		基礎	1.7以上
	枠組壁工法 木造 鉄骨造	外断熱工法に同じ	